

I 総論

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の策定理由

「青森市障がい福祉計画 第7期計画」は、「障害者総合支援法」の規定に基づき、3か年を1期として障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める「市町村障害福祉計画」であり、「児童福祉法」の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体として、策定するものです。

今年度で第6期計画の計画期間が終了することから、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（別添参考資料、以下「国の基本指針」という。）」に即し、3か年（R6～R8）の成果目標や見込量等を定めるものです。

(2) 本計画において定める事項

■障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域・計画相談支援の種類ごとの必要な見込み 等

■児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
青森市障がい福祉計画	第1期計画		第2期計画		第3期計画		第4期計画		第5期計画		第6期計画		第7期計画									

II 計画の構成

《第1章》計画策定の基本的考え方

計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間等を示します。

《第2章》障がい者数等の推移

障がい者数、支援区分別認定者数等のこれまでの推移を示します。

《第3章》アンケート調査

障がい者（2,500人）及び障がい者支援事業者（約160事業者）に行うアンケートの結果を示します。

《第4章》成果目標

国の基本指針に即し、本市の実態から目標値を定め、目標達成に向けた取組を示します。

【成果目標の主なもの】

第6期計画(令和5年度末の目標)	第7期計画(令和8年度末の目標)
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3 地域生活支援の充実 ○ 機能充実のためのコーディネーター配置【新規】 ○ 強度行動障害を有する者の状況やニーズの把握、支援体制の整備【新規】
4 福祉施設から一般就労への移行等	4 福祉施設から一般就労への移行等
5 障がい児支援の提供体制の整備等 ○ 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制構築	5 障がい児支援の提供体制の整備等 ○ 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制構築
6 相談支援体制の充実・強化等 ○ 基幹相談支援センター機能の検討	6 相談支援体制の充実・強化等 ○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発、改善【新規】
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《第5章》サービス見込量

国の基本指針に即し、本市におけるサービスの見込量を推計するとともに、サービス確保の考え方を示します。

【参考】見込量の主なもの(第6期計画時)	令和4年度(実績)	令和5年度(見込量)
	1 障害福祉サービス毎の見込量	
①訪問系サービス	699	785
②日中活動系サービス	生活介護(人/月)	985
	就労継続支援A型(人/月)	348
③居住系サービス	441	452
④相談支援	施設入所支援(人/月)	644
	計画相談支援(人/月)	644
⑤障がい児支援	児童発達支援(人/月)	291
	放課後等デイサービス(人/月)	1,020
2 地域生活支援事業に関する事業毎の見込量		
意思疎通支援	手話通訳者派遣事業(件)	1,434
	要約筆記者派遣事業(件)	137

III 策定スケジュール

令和5年10月～ アンケート調査実施、障がい者福祉専門分科会や障がい者自立支援協議会からの意見聴取  
令和6年3月 計画策定